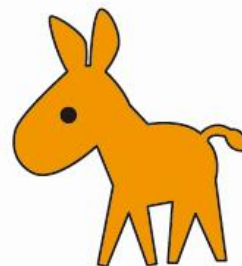
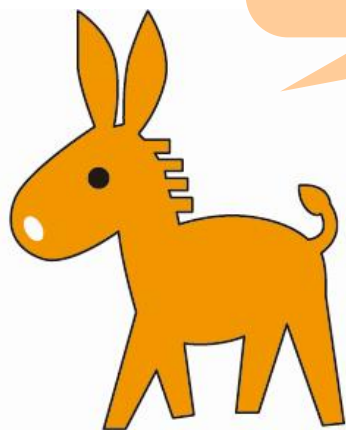


令和7年度 薬剤師対象 認知症対応力向上研修

かかりつけ薬剤師の
役割編

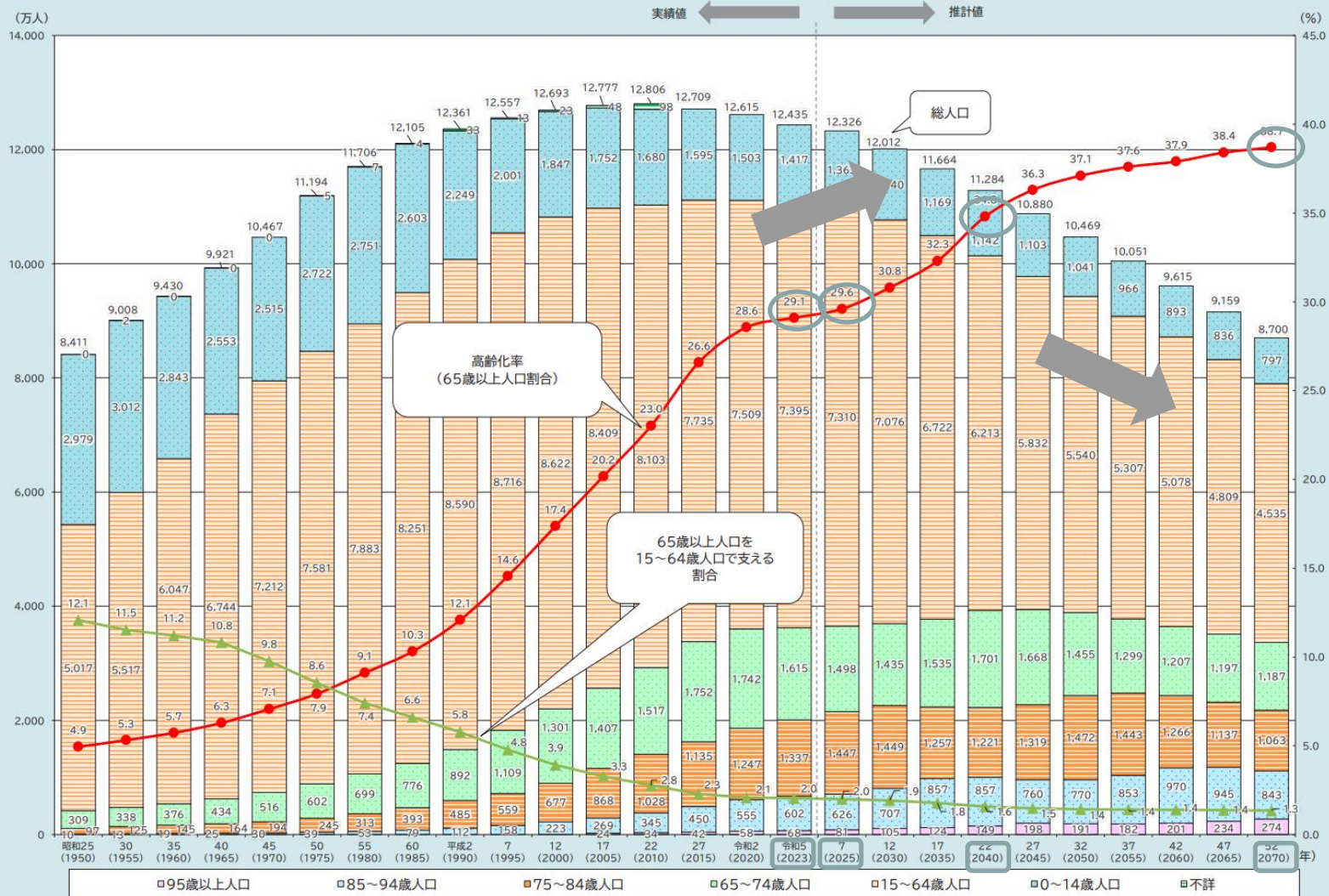


認知症 supporter caravan

令和7年11月9日
京都府健康福祉部高齢者支援課

認知症についての 国の施策

高齢化の推移と将来推計



資料：棒グラフと実線の高齢化率については、2020年までは総務省「国勢調査」（2015年及び2020年は不詳補完値による。）、2023年は総務省「人口推計」（令和5年10月1日現在（確定値））、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。

認知症の人の将来推計について

現在65歳以上の高齢者に対する認知症の方の割合はおよそ8人に1人という推計値
2060年には全国で645万人（5.6人に1人）、認知症の手前の状態にあたる
軽度認知障害（MCI）は632万人に達するという推計が公表されている

	2022年	2025年	2030年	2040年	2050年	2060年
認知症高齢者数 （有病率）	443.2 万人 （12.3%）	471.6 万人 （12.9%）	523.1 万人 （14.2%） 	584.2 万人 （14.9%） 	586.6 万人 （15.1%） 	645.1 万人 （17.7%） 
MCI高齢者数 （有病率）	558.5 万人 （15.5%）	564.3 万人 （15.4%）	593.1 万人 （16.0%） 	612.8 万人 （15.6%）	631.2 万人 （16.2%） 	632.2 万人 （17.4%） 

※MCI: 軽度認知障害。記憶障害はあっても認知症とは言えない状態。認知症の予備軍または前駆状態と言われる。

※2025年以降の推計人口の出典: 国立社会保障・人口問題研究所、日本の将来推計人口: 性年齢階級別人口分布・出生中位（死亡中位）推計

出典: 「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」
（令和5年度厚生労働省老人保健事業 九州大学 二宮教授）
R6.5.8認知症施策推進関係者会議（第2回）資料より作成

京都府の認知症高齢者の推計

■京都府における認知症高齢者の推計

	2025年	2030年	2040年	2050年	2060年	2025年 から 2040年の増
(全国値) 認知症高齢者数 (有病率)	471.6万人 (12.9%)	523.1万人 (14.2%)	584.2万人 (14.9%)	586.6万人 (15.1%)	645.1万人 (17.7%)	+112.6 万人
京都府にあてはめた 場合	9.8万人	10.9万人	12.1万人	12.1万人	—	+2.3 万人
(全国値) MCI高齢者数推計	564.3万人 (15.4%)	593.1万人 (16.0%)	612.8万人 (15.6%)	631.2万人 (16.2%)	632.2万人 (17.4%)	+48.5 万人
京都府にあてはめた 場合	11.7万人	12.2万人	12.7万人	13.0万人	—	+1万人

※京都府の数値は、京都府の将来推計人口に今回公表された国推計の有病率を乗じて算出している。都道府県別将来推計人口は2050年より先の値は公表されていない。

認知症についての国家戦略

- 平成24年6月18日
「今後の認知症施策の方向性について」
(厚生労働省認知症施策検討プロジェクトチーム)
- 平成24年9月5日
「認知症施策推進5カ年計画（オレンジプラン）」
- 平成27年1月27日
「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」
- 平成29年7月5日
新しいオレンジプランの数値目標の更新等
- 令和元年6月18日
「認知症施策推進大綱」
- 令和5年6月16日
「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」



認知症施策推進大綱の概要

基本的考え方

令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を両輪として施策を推進

具体的な施策の5つの柱

① 普及啓発・本人発信支援

② 予防

③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

▶▶ 早期発見・早期対応、医療体制の整備

▶▶ 医療従事者等の認知症対応力向上の促進

④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

認知症の人や家族の視点の重視

共生社会の実現を推進するための認知症基本法について

- 令和5年6月、認知症基本法が成立。令和6年1月1日施行。
- 「認知症の人が、尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる」
「認知症の人でもそうでない人も、全ての人が個性と能力を十分に発揮し、相互に尊重し支え合いながら共生する活力ある社会」＝「共生社会」の実現を推進
- 認知症施策について、基本理念、国・地方公共団体の責務、計画の策定、基本的施策等について定める

＜国・地方公共団体の責務（第4、5条）＞

＊国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する

＜保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者の責務（第6条）＞

＊国及び地方公共団体が実施する認知症施策に協力する

＊良質かつ適切な保健医療サービス又は福祉サービスを提供する

＜日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者の責務（第7条）＞

＊国及び地方公共団体が実施する認知症施策に協力する

＊そのサービスを提供するにあたり、支障のない範囲内において、認知症の人に対し必要かつ合理的な配慮をするよう努める

＜計画の策定（第11～13条）＞

＊国において認知症施策推進基本計画を策定

＊都道府県及び市町村は、国の基本計画を基本として都道府県計画、市町村計画を策定（努力義務）

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

1. 目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

2. 基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

3. 国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス

第3次京都式オレンジプラン

4. 認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

5. 基本的施策

①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】

国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策

②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】

- ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
- ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策

③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】

- ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
- ・ 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策

④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】

認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策

⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】

- ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
- ・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
- ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策

⑥【相談体制の整備等】

- ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
- ・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策

⑦【研究等の推進等】

- ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及等
- ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用等

⑧【認知症の予防等】

- ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
- ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策

※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

6. 認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、認知症の人及び家族等により構成される関係者会議を設置し、意見を聴く。

※ 施行期日等：公布の日から起算して1年を超えない範囲内で施行、施行後5年を目途とした検討

京都府の認知症施策

京都府の認知症総合対策推進計画



特徴

1. 行政だけでなく、あらゆる関係団体や府民が行動すべき取組を明示
2. 当事者等によるプラン評価(10のアイメッセージ、本人ミーティング)を明記
3. 当事者等による評価で得られた声に重点を置いた施策

	京都式オレンジプラン	新・京都式オレンジプラン	第3次京都式オレンジプラン
策定年	2013(平成25)年9月	2018(平成30)年3月	2024(令和6)年3月
検討メンバー	医療・介護・福祉・当事者団体等から構成	医療・介護・福祉・当事者団体等から構成	医療・介護・福祉・当事者団体等から構成
実施主体	府・市町村・団体(医療・介護・福祉)・府民	府・市町村・団体(医療・介護・福祉)・府民	府・市町村・団体(医療・介護・福祉)・府民
計画期間	2013年度～2017年度	2018年度～2023年度(6年間)	2024年度～2029年度(6年間)
実施項目	【共通施策】 認知症ケアパスの作成・普及、ポータルサイトの公開、若年性支援ガイドブック作成 【個別施策】 1. すべての人が認知症を正しく理解し適切に対応できる環境づくり 2. <早期発見・早期鑑別診断・早期対応>ができる体制づくり 3. とぎれない医療体制づくり 4. とぎれない介護サービス体制づくり 5. 地域での日常生活・家族支援の強化 6. 認知症ケアカフェにおける対策 7. 医療資源の地域格差是正 8. 若年性認知症への対策	【共通施策】 1. 10のアイメッセージの普及による当事者視点の浸透 2. 認知症に関する情報発信の充実 3. 地域の特性に応じた取組の推進 【個別施策】 1. すべての人が認知症を正しく理解し適切に対応できる環境づくり 2. <早期発見・早期鑑別診断・早期対応>ができる体制づくり 3. とぎれない医療・介護サービスが受けられる仕組みづくり 4. 地域での日常生活や就労、社会参加等の支援の強化 5. 家族・介護者等への支援の強化 6. 若年性認知症施策の強化	【共通施策】 10のアイメッセージによる当事者視点の重視 【個別施策】 1. 認知症本人の活動 2. 認知症の本人・家族を支える地域の支援体制 3. 医療介護の提供体制
プラン評価	当事者視点 「10のアイメッセージ」	「10のアイメッセージ」評価及び 本人ミーティングの実施	「10のアイメッセージ」評価及び 本人ミーティングの実施



第3次京都式オレンジプランの概要

策定年	2024年（令和6年）3月
検討メンバー	京都地域包括ケア推進機構 構成団体
実施主体	府・市町村・団体（医療・介護・福祉）・府民
計画期間	2024年度～2029年度（6年間）



【共通方策】

10のアイメッセージによる当事者視点の重視

①認知症の
本人の活動

②認知症の
本人・家族
を支える
地域の支援
体制

③医療・
介護の提供
体制

認知症の人とその家族が望む

10のアイメッセージを

京都式オレンジプラン

かなえるオレンジロード

2 私は、症状が軽いうちに診断を受け、この病気を理解し、適切な支援を受けて、将来について考え決めることができ、心安らかにすごしている。

1 私は、周囲のすべての人が、認知症について正しく理解してくれているので、人権や個性に十分な配慮がなされ、できることは見守られ、できないことは支えられて、活動的にすごしている。

3 私は、体調を崩した時にはすぐに治療を受けることができ、具合の悪い時を除いて住み慣れた場所で終始切れ目のない医療と介護を受けて、すこやかにすごしている。

4 私は、地域の一員として社会参加し、能力の範囲で社会に貢献し、生きがいをもってすごしている。

8 私は、京都のどの地域に住んでいても、適切な情報が得られ、身近になんでも相談できる人がいて、安心して居場所をもってすごしている。

10 私は、私や家族の願いである認知症を治す様々な研究がされているので、期待をもってすごしている。

9 私は、若年性の認知症であっても、私に合ったサービスがあるので、意欲をもって参加し、すごしている。

7 私は、自らの思いを言葉でうまく言い表せない場合があることを理解され、人生の終末に至るまで意思や好みを尊重されてすごしている。

6 私は、私を支えてくれている家族の生活と人生にも十分な配慮がされているので、気兼ねせずにすごしている。

5 私は、趣味やレクリエーションなどしたいことをかなえられ、人生を楽しんでいます。

認知症の人と家族がのぞむ「10のアイメッセージ」

- ① 私は、周囲のすべての人が、認知症について正しく理解してくれているので、人権や個性に十分な配慮がなされ、できることは見守られ、できないことは支えられて、活動的にすごしている。
- ② 私は、症状が軽いうちに診断を受け、この病気を理解し、適切な支援を受けて、将来について考え決めることができ、心安らかにすごしている。
- ③ 私は、体調を崩した時にはすぐに治療を受けることができ、具合の悪い時を除いて住み慣れた場所で終始切れ目のない医療と介護を受けて、すこやかにすごしている。
- ④ 私は、地域の一員として社会参加し、能力の範囲で社会に貢献し、生きがいをもってすごしている。
- ⑤ 私は、趣味やレクリエーションなどしたいことをかなえられ、人生を楽しんでいますすごしている。
- ⑥ 私は、私を支えてくれている家族の生活と人生にも十分な配慮がされているので、気兼ねせずにすごしている。
- ⑦ 私は、自らの思いを言葉でうまく言い表せない場合があることを理解され、人生の終末に至るまで意思や好みを尊重されてすごしている。
- ⑧ 私は、京都のどの地域に住んでいても、適切な情報が得られ、身近になんでも相談できる人がいて、安心できる居場所をもってすごしている。
- ⑨ 私は、若年性の認知症であっても、私に合ったサービスがあるので、意欲をもって参加し、すごしている。
- ⑩ 私は、私や家族の願いである認知症を治す様々な研究がされているので、期待をもってすごしている。

認知症施策の具体的な取り組み (抜粋)

第3次京都式オレンジプランの施策

3つの個別方策

具体的な取組

認知症本人の活動

すべての人が認知症を正しく理解し適切に対応できる環境づくり

- ・オレンジロードつなげ隊の設置
- ・チームオレンジを全市町村に整備
- ・認知症サポーター、キャラバン・メイトの養成と活用 他

認知症の人の就労、社会参加の支援の強化

- ・認知症カフェのさらなる開催促進と設置の拡大
- ・ピアサポートの充実
- ・本人ミーティング・家族ミーティングの開催促進 他

若年性認知症施策の強化

- ・若年性認知症支援コーディネーターの設置 → 役割の普及啓発
- ・若年性認知症コールセンターの設置
- ・若年性認知症の人の事例と当事者の経験の共有 他

認知症の本人・家族を支える地域の支援体制

〈早期発見・早期鑑別診断・早期対応〉ができる体制づくり

- ・地域の商店、医療機関等による認知症疑いへの気づきや連携体制の確立
- ・地域の実情に応じた認知症ケアパスの作成・普及、活用促進
- ・認知症初期集中支援段階におけるピアサポートの充実 他

京都府認知症応援大使
認知症カフェ
若年性認知症個別ピアサポート

医療・介護の提供体制

とぎれない医療・介護サービスが受けられる仕組みづくり

- ・「病診連携」「病病連携」による早期入院・早期退院の仕組みづくり
- ・認知症の初期段階における歯科治療の早期介入
- ・在宅療養あんしん病院登録システムの普及促進 他

認知症カフェ

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に
情報を共有し、お互いを理解し合う場

4つの機能

(1) 社会参加

本人の居場所・生きがいづくりとしての場の提供

(2) ピアサポート

本人同士が支え合う関係づくり

(3) 医療による初期スクリーニングと継続的なフォロー

初期認知症の入り口対策

(4) 家族支援

家族の負担軽減・心理的サポート



～設置状況～ 全市町村に設置（R7.4時点 176カ所）

第3次京都式オレンジプランの施策

認知症ケアパス
認知症バリアフリー
チームオレンジ
異業種連携協議会
あんしんサポート企業

認知症コールセンター
認知症あんしんナビ
その他

認知症の本人・家族を支える地域の支援体制

〈早期発見・早期鑑別診断・早期対応〉ができる体制づくり

地域での日常生活におけるバリアフリー化の推進

相談体制の整備等

家族・介護者等への支援の強化

認知症の人の意思決定の支援及び権利擁護の保護

- ・才
- ・子
- ・認
- ・認
- ・ピ
- ・本

- ・若年性認知症支援センターの設置 → 役割の普及啓発
- ・若年性認知症相談窓口の設置
- ・若年性認知症患者の事例と当事者の経験の共有 他

- ・地域自治体、医療機関等による認知症疑いへの気づきや連携体制の確立
- ・地域実情に応じた認知症ケアパスの作成・普及、活用促進
- ・認知症初期集中支援段階におけるピアサポートの充実 他

- ・認知症にやさしい異業種連携協議会による認知症にやさしいモノやサービスの創出と取組発信の支援
- ・地域や民間企業との連携による認知症にやさしいモノやサービスの創出と取組発信の支援

- ・認知症
- ・「もの忘れ」
- ・「ワンス

- ・認知症
- ・認知症

- ・京都府内
- ・認知症の人の生活に関わる関係者の意思決定支援スキルの向上
- ・認知症の人の消費者被害防止に関する取組促進 他

認知症初期集中支援チーム 認知症地域支援推進員 若年性認知症支援体制

医体 認知症の人の意思決定支援研修

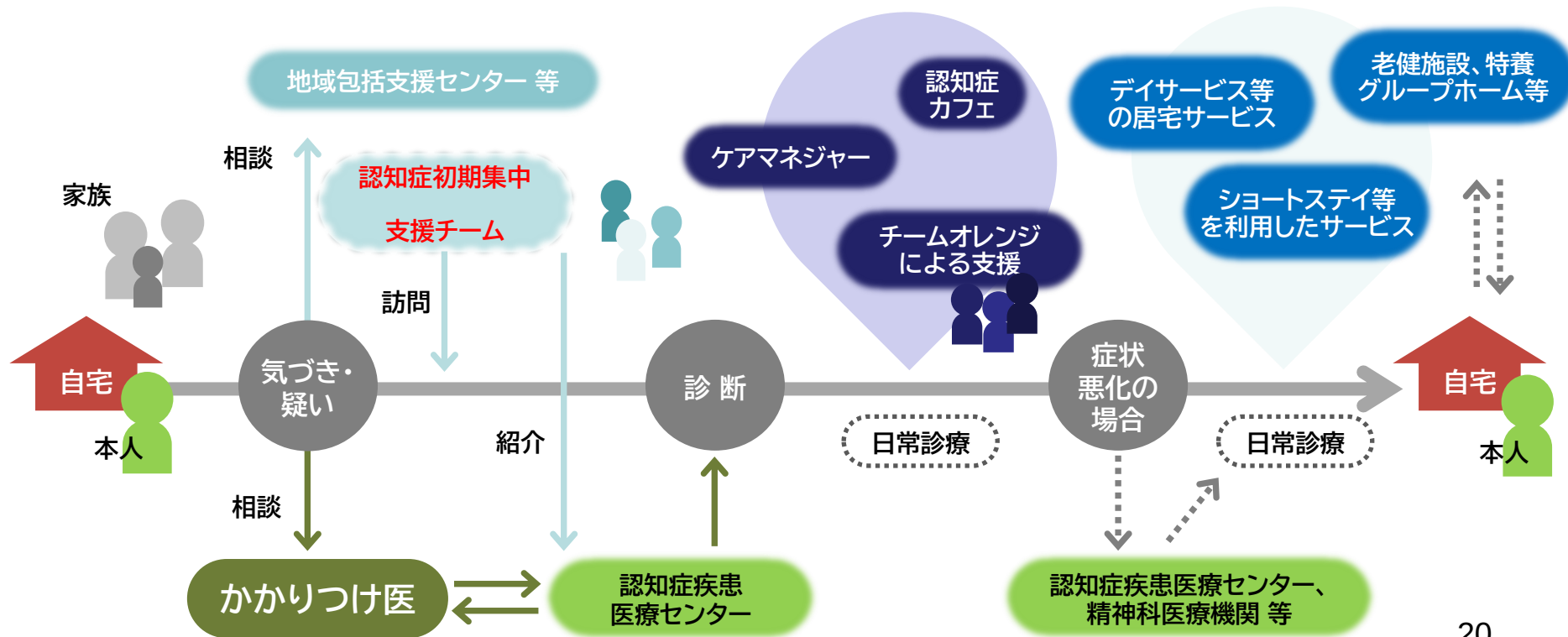
連携」による早期入院・早期退院の仕組みづくり
 における歯科治療の早期介入
 ・病院登録システムの普及促進 他

認知症ケアパス

〔資源2〕

『認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したもの』（認知症施策推進大綱）

認知症ケアパスのイメージ(一例)



認知症バリアフリー

認知症バリアフリーの推進(「認知症推進大綱」から抜粋)

「移動、消費、金融手続き、公共施設など、生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていくこと「認知症バリアフリー」を推進する。

①認知症バリアフリーのまちづくりの推進

②移動手段の確保の推進

③交通安全確保の推進

④住宅の確保の推進

⑤地域支援体制の強化
「チームオレンジ」の構築

⑥認知症に関する取組を実施している
企業等の認証制度や表彰

⑦商品・サービスの開発の推進

⑧金融商品開発の推進

⑨成年後見制度の利用促進

⑩消費者被害防止対策の推進

⑪虐待防止施策の推進

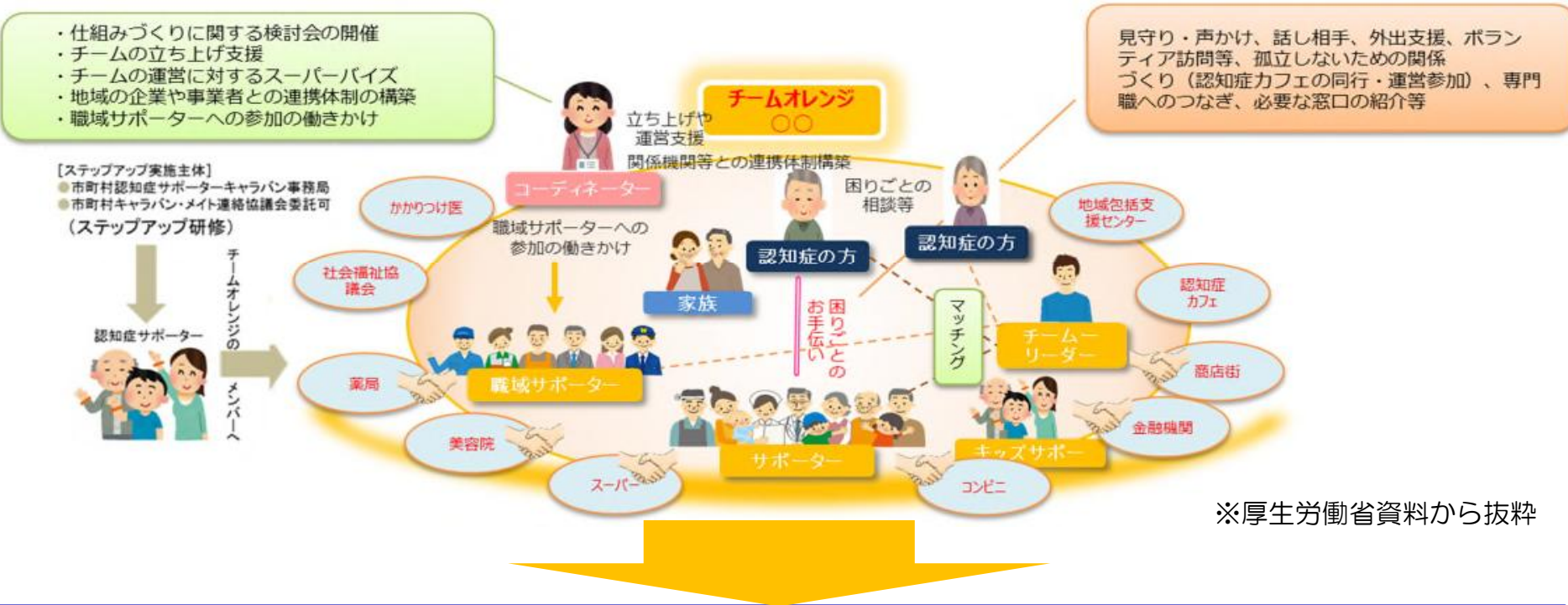
⑫認知症に関する様々な民間保険の推進

チームオレンジ

認知症サポーター等を支援者として、認知症の本人や家族の困りごとや生活支援ニーズに繋ぐ仕組み（「チームオレンジ等」）の、府内各市町村における設置を支援

【認知症施策推進大綱における目標値（2025年）】

全市町村で、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジなど）を整備



これらの取組を通じて、認知症当事者も地域を支える一員として活躍し、社会参加することを後押しするとともに1千万人超が養成されている認知症サポーターの更なる活躍の場を整備

認知症にやさしい異業種連携協議会

認知症にやさしい異業種連携協議会

<設置主旨>

高齢化が急速に進行する中で、認知症になっても個人の尊厳が尊重され、安心して暮らし続けられる社会を実現するため、高齢者、認知症の人に身近なモノやサービスを提供する企業が異業種連携により“認知症にやさしい”モノやサービスを検討し、実践することを目的とする。

令和元年6月設置

事務局：京都府

座 長：京都府立医科大学精神機能病態学

成本 迅教授

認知症にやさしいサービスの検討と実践に関心と意欲を持つ企業

金融・保険業

卸売業・小売業

運輸業

情報通信業

不動産業

医療・介護サービス業

建設業

製造業

学術研究
専門技術

生活関連
サービス・
娯楽業

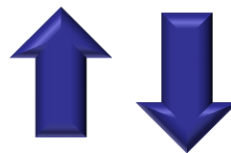
その他サービス業

認知症当事者（本人・家族）

学識経験者（京都府立医科大学）

オブザーバー（消費者団体・研究機関等）

各地域で行われているインフォーマルな高齢者支援・認知症の人への支援の事例を収集



各地域の認知症にやさしいまちづくりとの連携

〇〇市〇〇地域

〇◆町

□市△区

企業・事業所

行政・地域包括

医療・福祉・介護

企業・事業所

行政・地域包括

医療・福祉・介護

企業・事業所

行政・地域包括

医療・福祉・介護

京都高齢者あんしんサポート企業

府独自

高齢者や認知症の方が安心して暮らし続けられる地域づくりを実現するため、高齢者や認知症の方の声かけ、買い物支援、情報提供を通じて、高齢者の孤立や不安の解消、認知症の方への対応に取り組む**高齢者にやさしい企業**

例) 金融機関、スーパー、コンビニ、農協、薬局、宅配会社
タクシー会社、家電小売店、理容店、接骨院、歯科医院



【店頭用ステッカー】



【窓口用プレート】

＜登録企業数＞※R7.3末 4,276事業所

⇒約270の薬局に、サポート企業として登録いただいています。

認知症コールセンターの設置

最近、
ちょっとしたものが忘れが…
認知症かな？

認知症の人の
介護について
確かに相談したい…

認知症かも…

ひとりで悩んで
いませんか？

お気軽に
ご相談ください

相談料・通話料無料・秘密厳守

利用できる
サービスって
なにがあるの？

京都府認知症コールセンター
☎ 0120-294-6777

受付時間 月曜日～金曜日10:00～15:00 ●相談員（認知症介護経験者等）が丁寧に対応します。
土・日、祝日、お盆（8月13日～8月16日）、年末年始（12月27日～1月5日）を除く

65歳未満の方の認知症については…

京都府若年性認知症コールセンター
☎ 0120-134-807

受付時間 月曜日～金曜日10:00～15:00 ●相談員（看護部等）が丁寧に対応します。
土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く

京都府・京都地域包括ケア推進機構

京都府認知症コールセンター 令和5年度相談実績 471件

(居住地)		(相談内容)	
京都市	67.5%	病状	30.6%
長岡京市	6.2%	相談者の心身	31.5%
宇治市	5.5%	人間関係	12.6%
亀岡市	3.8%	医療関係	11.9%
	など		など

京都府若年性認知症コールセンター 令和5年度相談実績 40件

(居住地)		(相談内容)	
京都市	30.0%	病状	36.5%
木津川市	7.5%	医療	20.6%
久御山町	7.5%	サービス	15.9%
		心身	6.3%
	など		など

きょうと認知症あんしんナビ

京都府内認知症関係情報のポータルサイト

認知症かも…ひとりで悩んでいませんか？

2014年3月17日オープン
随時情報も充実・更新中

きょうと認知症 あんしんナビ

認知症の人も家族の方
支援する方も安心

認知症に関して適切な情報を一元的に発信し、一人でも多くの方のあんしんにつながることを目的に、総合ポータルサイト「京都認知症あんしんナビ」をオープンしました。
また、若年性認知症についても詳しく紹介しています。ぜひご覧ください。

認知症で困った時に役立つ情報が満載！

まずはココ！

「認知症かな？」と思った人へ

- チェックリスト
- コールセンター
- 専門機関

若年性認知症

- 女性のポイント
- 利用のできる制度
- など

支援する方へ

- 認知症ケアパス
- オレンジガイドブック
- など

医療・介護の窓口

- 医療と介護の重要性
- 介護サービス
- など

認知症の理解

- 認知症の主な原因疾患
- 症状と対応方法
- など

まずはホームページにアクセス

きょうと認知症あんしんナビ
ホームページアドレス
www.kyoto-ninchisho.org
きょうと認知症ナビ

京都地域包括ケア推進機構

〒604-8418 京都府京都市中京区西ノ京東堀町6番地 京都府医師会館703
TEL: 075-822-3562 (代表) E-mail: info@kyoto-houkatucare.org
FAX: 075-822-3574 Web: www.kyoto-houkatucare.org

掲載内容

○認知症の理解

(原因疾患、啓発・情報ツール)

○相談窓口

(コールセンター、地域包括支援センター、認知症初期集中支援チーム、認知症カフェ、事前登録制度の窓口等)

○医療と介護の情報

(物忘れ外来、専門医名簿、認知症対応力向上研修修了者名簿、介護事業所等)

○若年性認知症に関する情報

(京都オレンジガイドブック)

○支援者向け情報

(京都市オレンジプラン、ケアパス、認知症サポート医名簿、地域支援推進員名簿)

○活動報告(ブログ形式)

- ・オレンジロードつなげ隊の取組
- ・京都府・機構の取組
- ・認知症カフェの取組
- ・認知症とともに生きる

○市町村の認知症施策

○研修・行事案内

(市町村等による情報発信)

その他にも・・・

- 市町村、福祉事務所、社会福祉協議会
- 地域包括支援センター
- もの忘れ外来、かかりつけ医
- 保健所・保健センター
- 精神保健福祉センター

認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が家族の訴え等により
認知症が疑われる人や認知症の人及び
その家族を訪問し、アセスメント、
家族支援等の**初期の支援を包括的・集
中的（おおむね6ヶ月）**に行い、自立
生活のサポートを行うチーム

【認知症初期集中支援チームのメンバー】



医療と介護の専門職 チームに協力する医師

歯科医師、薬剤師、保健師、看護師

（認知症サポート医嘱託可）

作業療法士、精神保健福祉士、社会
福祉士、介護福祉士等

【設置場所】

地域包括支援センター 診療所 病院
認知症疾患医療センター 市町村の本庁

【対象者】

40歳以上で、在宅で生活しており、かつ
認知症が疑われる人又は認知症の人で
以下のいずれかの基準に該当する人

◆ 医療・介護サービスを受けていない人、
または中断している人で以下のいずれかに該
当する人

- （ア）認知症疾患の臨床診断を受けていない人
- （イ）継続的な医療サービスを受けていない人
- （ウ）適切な介護保険サービスに結び付いていない人
- （エ）診断されたが介護サービスが中断している人

◆ 医療・介護サービスを受けているが
認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応
に苦慮している

認知症地域支援推進員

市町村

協働

認知症 地域支援推進員

【配属先】

- 地域包括支援センター
- 市町村本庁 など



医療・介護等の支援ネットワーク構築

- ・認知症の人が認知症の容態に応じて必要な医療や介護等のサービスを受けられるよう関係機関との連携体制の構築
- ・市町村等との協力による、認知症ケアパス（状態に応じた適切な医療や介護サービス等の提供の流れ）の作成・普及 等



関係機関と連携した事業の企画・調整

※関係機関等と連携し以下の事業の企画・調整を行う

- ・認知症疾患医療センターの専門医等による、病院・施設等における処遇困難事例の検討及び個別支援
- ・介護保険施設等の相談員による、在宅で生活する認知症の人や家族に対する効果的な介護方法などの専門的な相談支援
- ・「認知症カフェ」等の開設・認知症ライフサポート研修など認知症多職種協働研修の実施 等・社会参加活動のための体制整備（※拡充）
- ・農業、商品の製造・販売、食堂の運営、地域活動等の社会参加に対する支援
- ・専門家を派遣する等、利用者に対する技術・専門知識の指導・助言・マルシェ等イベントの開催支援 など

相談支援・支援体制構築

- ・認知症の人や家族等への相談支援
- ・「認知症初期集中支援チーム」との連携等による必要なサービスが認知症の人や家族に提供されるための調整



若年性認知症支援体制

- ・ 疾患医療センター
- ・ 医療機関
- ・ 市町村
- ・ 地域包括支援センター

支援者

当事者・家族

若年性認知症支援 コーディネーター

○相談・早期発見

- ・ コールセンターの設置
- ・ 府民向け講演会、専門職向け研修会の開催

○受容支援

- ・ 診断病院と連携した支援
- ・ 本人家族交流会の開催

○就労継続支援

- ・ 産業医や人事労務担当者、ジョブコーチと連携した支援

○休職・退職時支援

- ・ 各種制度手続きの紹介
- ・ 退職後の居場所づくり支援

○圏域への移行支援・助言

- ・ 圏域支援ネットワークへの引継ぎ、フォロー

京都府こころの
ケアセンター
(京都府立洛南病院内)



疾患医療センター
(基幹型)

府医師会

社協

福祉・介護事業
所

包括協

高齢者支援課

カフェ連絡会

経営協・連合

労働局

産保センター

障害者職業センター

家族の会

支援の移行・
助言

市町村

地域
リハセン

保健所

疾患医療センター
(地域型)

事業所

圏域支援ネットワーク

電話・
個別相談



認知症の人の意思決定支援研修

府独自

認知症の人の生活に関わる関係者（医療、福祉・介護、法曹、金融機関等）が、様々な生活場面（受診、サービス利用、取引、成年後見制度利用等）で意思の尊重ができる関わりができるように、関係者、府民向けに「認知症の人の意思決定支援研修」を実施

※一般社団法人日本意思決定支援推進機構へ委託して実施
＜令和7年度＞

日程	場所・開催方法	テーマ
8/2(土)	京都学・歴彩館	意思決定支援の基礎
10/5(土)	文化パーク城陽	意思決定能力と支援の関係/コミュニケーションを通じた意思の確認方法
12/6(日)	綾部工業団地交流プラザ	判断能力を補う仕組み/日常生活における選択への支援
2/ (土)	京都市内	

準備中



研修の参加申し込みは、下記のサイトから行っていただけます。

■日本意思決定支援推進機構サイト
<https://www.dmsoji.com/ivent>



第3次京都式オレンジプランの施策

3つの個別方策

具体的な取組

認知症本人の活動

すべての人が認知症を正しく理解し適切に対応できる環境づくり

- ・オレンジロードつなげ隊の設置
- ・チームオレンジを全市町村に整備
- ・認知症サポーター、キャラバン・メイトの養成と活用 他

認知症の人の就労、社会参加の支援の強化

- ・認知症カフェのさらなる開催促進と設置の拡大
- ・ピアサポートの充実
- ・本人ミーティング・家族ミーティングの開催促進 他

若年性認知症施策の強化

- ・若年性認知症支援コーディネーターの設置 → 役割の普及啓発
- ・若年性認知症コールセンターの設置
- ・若年性認知症の人の事例と当事者の経験の共有 他

認知症の本人・家族を支える地域の支援体制

〈早期発見・早期鑑別診断・早期対応〉ができる体制づくり

- ・地域の商店、医療機関等による認知症疑いへの気づきや連携体制の確立
- ・地域の実情に応じた認知症ケアパスの作成・普及、活用促進
- ・認知症初期集中支援段階におけるピアサポートの充実 他

地域での日常生活におけるバリアフリー化の推進

- ・認知症にやさしい異業種連携協議会による認知症にやさしいモノやサービスの創出と取組発信の支援
- ・地域や関係機関との連携による見守り支援の強化 他

相談体制の整備等

- ・認知症コールセンター 認知症あんしんサポート相談窓口の設置

家族・介護者等への支援の強化

**認知症疾患医療センター
認知症サポート医**

、本人・家族等に

認知症の人の意思決定の支援及び権利擁護の保護

- ・京都府障害者・高齢者権利擁護支援センターによる市町村支援の充実
- ・認知症の人の生活に関わる関係者の意思決定支援スキルの向上
- ・認知症の人の消費者被害防止に関する取組促進 他

医療・介護の提供体制

とぎれない医療・介護サービスが受けられる仕組みづくり

- ・「病診連携」「病病連携」による早期入院・早期退院の仕組みづくり
- ・認知症の初期段階における歯科治療の早期介入
- ・在宅療養あんしん病院登録システムの普及促進 他

認知症疾患医療センター

都道府県及び指定都市により認知症専門医療の提供と地域の医療・介護の連携を担う中核機関として指定を受けた医療機関

機能

<専門医療>

- ・専門医療相談及び鑑別診断
- ・急性精神症状への対応
- ・身体合併症を有する患者への対応（基幹型のみ）

<地域連携推進>

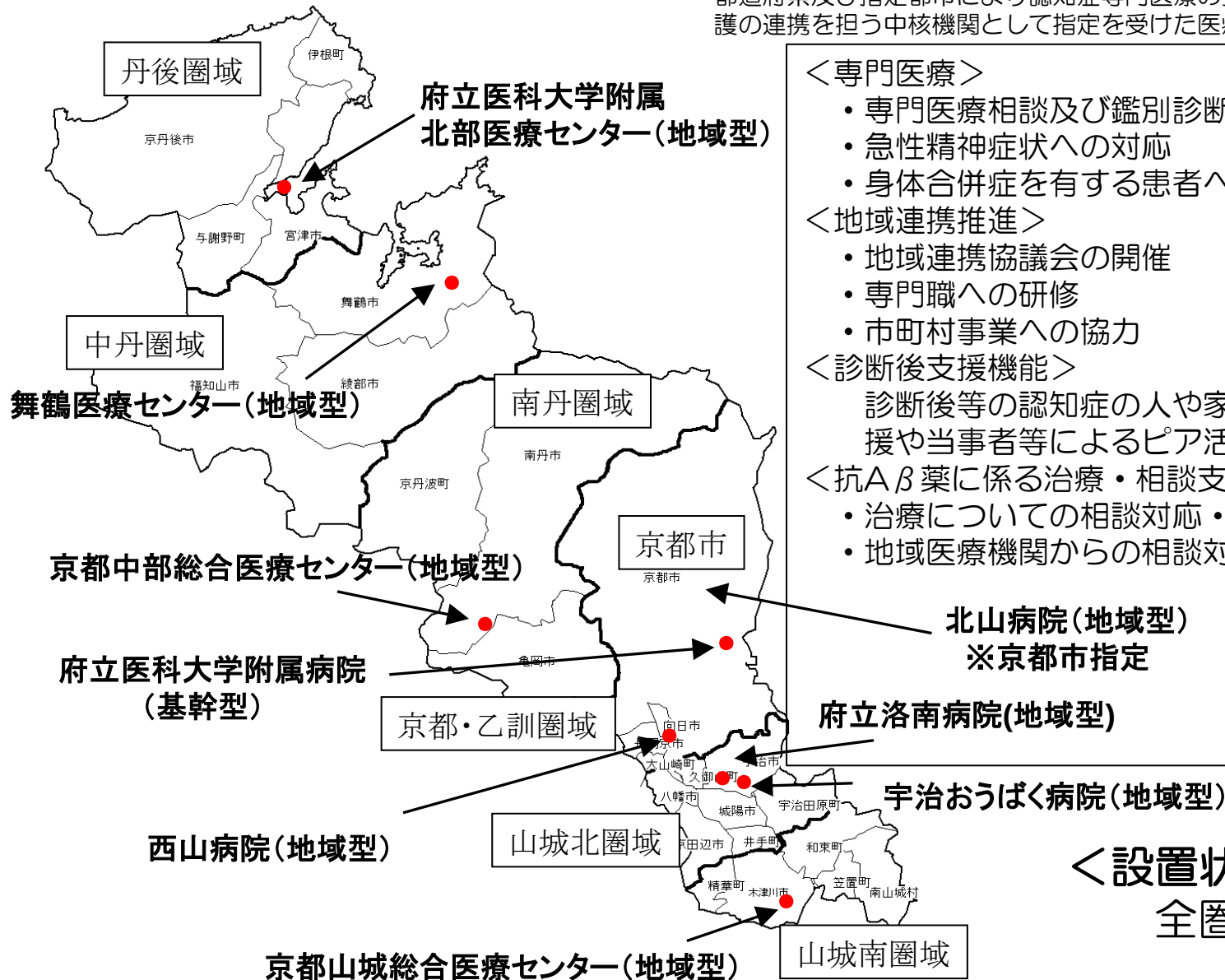
- ・地域連携協議会の開催
- ・専門職への研修
- ・市町村事業への協力

<診断後支援機能>

診断後等の認知症の人や家族に対する相談支援や当事者等によるピア活動や交流会の開催

<抗A β 薬に係る治療・相談支援等機能>

- ・治療についての相談対応・支援
- ・地域医療機関からの相談対応



<設置状況>

全圏域 9カ所

認知症サポート医



- ① 認知症の人の医療・介護に関わる **かかりつけ医や介護専門職に対するサポート**
- ② 地域包括支援センターを中心とした**多職種**の連携作り
- ③ かかりつけ医認知症対応力向上**研修の講師**や住民等への**啓発**

<養成状況>

R6：累計303名（全市町村に配置）

※第3次京都式オレンジプラン目標 2026年度までに328名

かかりつけ薬剤師・薬局に
期待されている役割

認知症の予防の考え方

〔役割17〕

一次予防（認知症の発症遅延や発症リスク低減）

- 運動不足の改善と糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防
- 社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持
- 介護予防の事業や健康増進事業と連携

二次予防（早期発見・早期対応）

- かかりつけ医、保健師、薬剤師等による健康相談
- 認知症初期集中支援チームによる訪問活動
- かかりつけ医や地域包括支援センター等と連携

三次予防（認知症の進行の予防と進行遅延）

- 重症化予防、機能維持、行動・心理症状の予防・対応
- 認知症バリアフリー、不安の除去と安心・安全な生活の確保

早期発見・早期対応の意義

〔役割7〕

- 認知症を呈する疾患のうち**可逆性の疾患**は、治療を確実に行うことが可能
- 進行性の認知症であっても、より早期からの適切な薬物療法により**進行抑制**や**症状緩和**が可能
- 本人が変化に戸惑う期間を短くでき、その後の**暮らしに備える**ために、自分で判断したり家族と相談できる
- 家族等が適切な介護方法や支援サービスに関する**情報を早期から入手可能**となる
- 病気の進行に合わせたケアや諸サービスの利用により、**日常生活の質の維持向上**や**家族の介護負担が軽減**できる

かかりつけ薬剤師・薬局の役割

〔役割9〕

- 認知症の疑いに気づくことができる
- 認知症の疑いに気づいたとき、速やかにかかりつけ医等と連携して、適切に対応できる体制をつくる
- 地域包括支援センター等の関係機関や他職種と連携して認知症の人と家族を支える
- 認知機能の低下がもたらす服薬行動への影響に配慮し、きめ細かな薬学的管理や服薬指導を行い、薬物治療が適切に行われる環境を整え、支援する

かかりつけ薬剤師が関わることの効果

〔役割12〕

- 地域住民・利用者及び家族と顔の見える関係、継続的な関係を築けているからこそ、利用者の様子の変化や服薬状況の変化等から認知症の疑いに気づくことができる
- 日ごろから地域の医療機関、関係機関と連携して業務を行っているからこそ、認知症の疑いがある人をスムーズに早期対応につなげることができる
- 継続的な薬学的管理を行っているからこそ、認知症の人の薬物治療においても最適な環境を整え継続的に支援することができる
- 認知症を理解し、他職種との連携のもと、認知症の人の生活や治療を支えていくことができる

ご静聴ありがとうございました

